

令和2年 教育委員会

第16回 定例会 議事日程

令和2年9月23日（水）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 議案第39号「千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正」

第2 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和2年 第3回区議会定例会の報告

【 子ども施設課 】

- (1) 学校施設等の暑さ対策について
- (2) 和泉小学校・いずみこども園等施設整備について

【 学務課 】

- (1) 令和3年度入学 中学校 学校選択結果報告

【 指導課 】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告

第3 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（10月5日号）掲載事項

議案第39号

千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第2号）を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（設置） 第1条（現行に同じ）</p>	<p>（設置） 第1条 千代田区立学校教育職員に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期すため、千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p>
<p>（職員の定義） 第2条 この規程において、千代田区立学校教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>千代田区立の小学校、中学校、中等教育学校及び幼稚園の一般職の者であって、千代田区教育委員会が任命するものをいう。</u></p>	<p>（職員の定義） 第2条 この規程において、千代田区立学校教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>千代田区立幼稚園及び九段中等教育学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長（千代田区立こども園の副園長を除く。）を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。</u></p>
<p>（掌理事項） 第3条（現行に同じ）</p>	<p>（掌理事項） 第3条 審査委員会は、千代田区教育委員会の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。 （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分 （2） 地方公務員法第28条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分</p>
<p>（構成） 第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる職員にある者を委員として組織する。 <u>（1） 教育委員会事務局子ども部長</u> <u>（2） 教育委員会事務局教育担当部長</u> <u>（3） 教育委員会事務局子ども総務課長</u> <u>（4） 教育委員会事務局学務課長</u> （5） 教育委員会事務局指導課長</p>	<p>（構成） 第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる職員にある者を委員として組織する。 <u>（1） 教育長</u> <u>（2） 教育委員会事務局子ども部長</u> <u>（3） 教育委員会事務局教育担当部長</u> <u>（4） 教育委員会事務局子ども総務課長</u> （5） 教育委員会事務局指導課長</p>
<p>2 委員長には、<u>教育委員会事務局子ども部長</u>の職にある委員をもって充てる。 3（現行に同じ）</p>	<p>2 委員長には、<u>教育長</u>の職にある委員をもって充てる。 3 委員長は、必要があると認めるときは、事案に係りのある部課長及び関係者の出席を求め、意見を徴することができる。</p>
<p>（職務及び代理） 第5条（現行に同じ）</p>	<p>（職務及び代理） 第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。</p>

<p>2 委員長に事故があるときは、<u>教育委員会事務局教育担当部長</u>である委員がその職務を代理する。</p> <p>3 (現行に同じ)</p> <p>第6条～第9条 (現行に同じ)</p>	<p>2 委員長に事故があるときは、<u>教育委員会事務局子ども部長</u>である委員がその職務を代理する。</p> <p>3 委員長は、この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項を定めることができる。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年9月24日から施行する。

千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について

1 改正趣旨

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が一般職の職員に位置付けられたことから本規程の対象となるため、規定を整備する。

あわせて、審査委員会の委員構成についても改正を行う。

2 改正内容

(1) 職員に会計年度任用職員を追加

任命権者が千代田区教育委員会である幼稚園教育職員及び中等教育学校教育職員に加えて、新たに千代田区教育委員会が任命する会計年度任用職員（会計年度任用講師）を第2条に規定する職員とする。

(2) 審査委員会の委員構成の改正

教育長を審査委員会の委員から除き、新たに教育委員会事務局学務課長を委員に加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年9月24日

令和2年 第3回定例会日程(案)

[R2.9.17](#)

月 日	午 前	午 後
9月 2日(水)	(告示日)	1:30 議運
9月 3日(木)		AM景観審
9月 4日(金)		
9月 5日(土)		
9月 6日(日)		
9月 7日(月)		
9月 8日(火)		1:30 議運
9月 9日(水)	(招集日) 11:30 議運	1:00 本会議
9月 10日(木)		1:30 議運
9月 11日(金)		
9月 12日(土)		
9月 13日(日)		
9月 14日(月)		
9月 15日(火)		
9月 16日(水)	11:30 議運	1:00 継続会
9月 17日(木)	11:30 議運	1:00 継続会
9月 18日(金)	10:30 常任(企画)(地文)	議長会・競馬議会
9月 19日(土)		
9月 20日(日)		
9月 21日(月)	敬老の日	
9月 22日(火)	秋分の日	
9月 23日(水)	10:30 常任(福祉)	
9月 24日(木)	10:30 予算・決算	
9月 25日(金)	10:30 予算・決算(分科会)企画(1・2)・地文(3・4)	
9月 26日(土)		
9月 27日(日)		
9月 28日(月)	10:30 予算・決算(分科会)企画(1・2)・福祉(3・4)	
9月 29日(火)	10:30 予算・決算(分科会)地文(1・2)・福祉(3・4)	清掃議会
9月 30日(水)	10:30 オリパラ	1:30 災害
10月 1日(木)	10:30 文化財	1:30 景観まち
10月 2日(金)		(事務作業日)
10月 3日(土)		
10月 4日(日)		
10月 5日(月)		1:30 議運
10月 6日(火)	10:30 予算・決算(総括)	
10月 7日(水)	10:30 予算・決算(総括)	
10月 8日(木)		(事務作業日)
10月 9日(金)	10:30 常任(企画)(地文)	
10月 10日(土)		
10月 11日(日)		
10月 12日(月)	10:30 常任(福祉)	
10月 13日(火)		AM都計審
10月 14日(水)		1:30 議運
10月 15日(木)	11:30 議運	1:00 継続会
10月 16日(金)		
10月 17日(土)		

教育委員会資料
令和2年9月23日
子ども総務課

令和2年第三回
千代田区議会定例会区長招集挨拶

令和2年第三回 千代田区議会定例会区長招集挨拶

目次

はじめに	1
○「新型コロナウイルス感染症」について	1
一 「令和元年度の決算状況」について	8
二 「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた 今後の財政運営」について	11
三 その他	19
○熱中症対策について	19
○台風災害に備えて	22
四 議案	24

* 本文は、口述筆記ではありませんので、表現その他若干の変更があることがあります。

令和2年第三回区議会定例会の開会にあたり、私の区政運営における所信を申し上げます。

はじめに

○「新型コロナウイルス感染症」について

千代田区では、「新型コロナウイルス感染症対策」に向け、先般の区議会臨時会での附帯決議をはじめ、さまざまなお意見・ご指摘をいただき、ご議決いただきました「千代田区特別支援給付金並びに商工融資事業、商工関係団体等支援事業」を含め、感染症対策のなお一層の充実を図るため、日々さまざまな対応を進めているところでございます。

この「新型コロナウイルス感染症」関連の議案を

ご審議いただく過程で、私の区議会解散を取り消すに至るまでの間、審議が停止されるなど、多大なるご心痛をおかけいたしましたことを、この場をお借りして、改めて深くお詫び申し上げます。

「新型コロナウイルス」は、瞬く間に全世界に蔓延し、未曾有の被害を引き起こし、収束に向けて未だ先が見えない状況となっております。

昨日現在の報道では、国内において累計感染者数が7万2千人を超え、東京都においても累計感染者数が2万2千人を超え、千代田区内の感染者数は既に130人を超え深刻な事態となっております。

コロナ禍の中で、感染防止対策と経済、生活支援が大きな課題となる中、経済支援として、先の区議会臨時会において、区民の皆さんが個人や家庭などのそれぞれの事情を考慮し、「新型コロナウイルス

感染症対策」に有効に使っていただくという包括的な視点から「特別支援給付金」を提案いたしました。

議会の熱心な審議を経てご議決を賜り、一日でも早く区民の皆さんのお手元に「特別支援給付金」が届けられるよう鋭意準備を進めているところでございます。

本区では、「新型コロナウイルス感染症対策」の最重要課題は、区民の命と健康を守ることと捉え、今年3月に専用の相談窓口をいち早く開設いたしました。

現在、国において保健所の負担を軽減するため、保健所が関与せずに医師の判断に基づき、地域の医療機関で検査を行える仕組みが検討されております。本区においては、「新型コロナウイルス感染症」の疑いがあるにもかかわらずPCR検査を受けるまでに時間がかかる状況が課題となっていた本年

4月下旬に、いち早く地域医師会と病院のご協力のもと、「九段下仮設診療所」を設置し、医師が必要と判断した区民の方が、確実にPCR検査が受けられる体制を整えました。本年9月7日までに510件を超える検査を行っております。

さらに、区民の命と健康を守る地域医療を担う医師会や歯科医師会並びに薬剤師会に対して、感染対策の充実と安定的な医療提供の継続のために区独自の支援を実施いたしました。

また、本区では、「特別養護老人ホーム」等の施設はもとより、ホームヘルプ事業所等を含め、高齢者にとって必要不可欠な介護サービスを提供する介護事業者に対して独自に経営支援を行っております。加えて、再び感染者数が増加してきた7月以降は、重症化リスクの高い高齢者の感染予防のため、国や東京都、他自治体に先駆け、無症状の新規入所者と施設職員を対象としたPCR検査を実施

しております。施設職員の検査は概ね3か月サイクルで継続した検査を行うとともに、今後、ホームヘルパー等居宅事業所の職員にも対象を拡大する検討をしております。このような区の取り組みを受け、東京都においても同様の施策の補正予算が編成されております。

また、子どもに関する対応としては、国の緊急事態宣言の間、児童・生徒が計画的に学習を進められるよう、学習課題の配付のほか、各学校・園から、定期的に家庭に連絡をし、学校や園、担任とのつながりを実感できるよう、対策を講じてまいりました。学校や園の再開後は、いわゆる「三密状態」を完全に回避することは困難ではありますが、児童・生徒の健康状態の把握、衛生習慣の習得、衛生環境の確保など可能な限りの感染防止対策に努めております。また、今後の再拡大に備え、「GIGAス

クール構想」の実現を加速させ、オンライン学習や相談環境の整備などさまざまな対策を講じてまいります。

一方、経済活動については、人の暮らしを支えるものであり、感染症防止との両立をさせていくことが求められています。

本区では、今年3月から個店や中小企業の経済支援を行うため、500万円の緊急融資を実施し、その後、議会からの要請を受け、融資枠を1千万円に拡大するなど、迅速な対応に努めてきました。この結果、区の緊急融資を含めた制度の利用件数は500件を超えるなど、多くの事業者にご利用されております。

また、財務基盤がぜい弱な小規模企業者に対し、別枠のメニューとして、有利な条件の融資制度を新設するとともに、新しい生活様式に沿った対応をと

る区内商工関係団体の活動を支援する事業にも取り組んでまいります。

さらに、去る8月11日から「新型コロナウイルス感染症予防対策」に取り組む区内飲食店にステッカーを交付する区独自の「千代田区新しい日常店」という認証制度を開始いたしました。

区は、これまで、「新型コロナウイルス対策」について、刻々と変化する状況を見極めながら適時対応を進めてまいりました。しかし、この感染症との闘いに未だ終わりは見えません。

この先の未来のために、まずは、区民の命と健康を守り、区民の生活や経済活動を支えるため、引き続き、さまざまな取り組みを進めてまいります。

「令和元年度の決算状況」について

次に、令和元年度決算状況について申し上げます。

令和に入り初となる本区の令和元年度決算も、人口の堅調な伸びにあわせて歳入が伸びており、一般会計及び特別会計の合計は715億円余に上り、前年度との比較では5億円余の増額となりました。

また、平成12年度決算から他の地方自治体に先駆けて作成し、その後、平成28年度決算から、総務省が示した「統一的な基準」により作成している財務諸表のうち、現金の出入りがわかる「資金収支計算書」から算出した令和元年度の財政の健全化を示す「プライマリーバランス」、いわゆる、行政サービスに関する経費を税収等で賄えているかどうかを示す指標では、53億円余となり、前年度から

約50億円増額の黒字となりました。

これらいずれの数値を見ても、令和元年度の本区の財政運営状況は健全であり、依然として安定的な財政基盤が構築されていると言えます。

一方、歳出決算については、施設整備等の遅れによる事業の影響により、前年度に比べて執行率が3ポイント低下するとともに、100億円超の不用額が生じることとなり、近年でも最も低い執行率となりました。また、これにより、普通会計ベースでの歳入歳出の差し引きから翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は19億円余となり、実質収支比率も前年度から1.9ポイント押し上げる結果となりました。

令和元年度の事業執行については、「新型コロナウイルス感染症」の影響をほぼ受けていないにもかかわらず執行率が低下した要因は、工事の進捗によ

る影響等が挙げられます。

そのため、早急に各事業の執行状況の精緻な分析を行うとともに、改めて目的や成果を再確認したうえで、コロナ禍における新しい日常をも見据えて事業内容を見直し、執行率の向上も含め来年度予算編成に取り組んでまいります。

また、歳入においては、近年の国による都市から地方への財源移転を目的とした不合理な税制改正による影響が下げ止まりの様相を見せているものの、令和2年度からは法人住民税の一部国税化の拡大によってさらなる減収が進むことも予想されま

す。

こうした国の動向については、今後も特別区長会や東京都とも連携し、区議会の皆様とも足並みを揃えて、国への働きかけを継続させてまいります。

ロ 「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた

今後の財政運営」について

次に、「新型コロナウイルス感染症対策」を踏まえた今後の財政運営について申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、次第にその影響度が明らかになりつつあります。

中でも経済に与えた影響は大きく、先日、内閣府が発表した今年4月から6月の日本のGDPの速報値では、前期比年率27.8%減と報じられました。これは平成21年のリーマンショック時の17.8%減を大きく上回る数値であり、「新型コロナウイルス感染症」の拡大同様、まさに未曾有の事態となっております。

地方公共団体の財政運営においても、経済活動の停滞は、法人住民税への影響はもちろんのこと、区民税にも影響を及ぼすことは必至であり、区の歳入の大幅な減少につながる事が予想されます。

「特別支援給付金」の財源は、区民の皆さんの断の努力をもって積み立ててきた財政調整基金から、80億円を超える額を充てることといたしました。

この財政調整基金をはじめとした基金残高の総額は、令和元年度決算では1千186億円余となりました。

基金について、私は、現在のコロナ禍のような非常事態において、区民生活をしっかりと支えるためには、必要不可欠なものであると確信し、これまで積み上げてまいりました。

今後も第3波・第4波といった感染拡大が懸念さ

れる中で、「新型コロナウイルス感染症対策」に多額の予算を投じることは、私自身、非常に難しい判断であったことは言うまでもありません。

しかしながら、区民の皆さんの貴重な税金をもとに積み立ててきた区の基金により、今、この事態を乗り越えていくことが、税金の価値ある使い方だと認識し最終的に決断した次第であります。

「特別支援給付金」以外にも、「新型コロナウイルス感染症対策」については、すべての区職員が全力であたっていることはご承知のとおりですが、中でも保健所は不眠不休と言っても過言ではないほどの対応を続けております。

区では、第2回区議会定例会において区民の生命と健康を守ることを第一に、さまざまな「新型コロナウイルス感染症防止策」を図ってまいりました。あらゆる対策の中心となる保健所は、引き続き収束

に向けて膨大な業務に取り組んでいかなければなりません。

また、これから冬を迎えるにあたり、懸念される「新型コロナウイルス感染症」の再拡大への対応に加え、「インフルエンザ」への対応も必要となってくると思います。

区では、これまで高校生以下のお子さんや高齢者へのインフルエンザ予防接種を全額助成で実施してきましたが、助成対象者の拡大等の課題がございます。

感染症の危機から区民を守りながら、保健衛生業務を着実に遂行し、課題解決を図っていくために、最前線で対応している職員の意見を十分に把握しながら、保健所の体制強化に向けた、適時適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

「新型コロナウイルス感染症対策」については、

第2回区議会臨時会において第3号補正予算の附帯決議をいただいているところです。この附帯決議の内容を真摯に受け止め、可及的速やかに対応していくとともに、これまでの対策にとどまることなく、引き続き必要な予算を投じ、区民の安全・安心を確保してまいりる所存であります。

これまで述べてまいりましたとおり、本区の財政運営は健全ながらも、「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けて、今後の歳入の見通しは予断を許さない状況を迎えております。

そのような状況の中で、『ウイズコロナ』、『アフターコロナ』という、これまでの社会生活の常識とは異なる、新しい生活様式に対応した対策を図らなければならぬことから、そのための財政投入が必要になることが予想されます。

本区の財政状況は、こうした社会の変革による影

響を受け、不測の事態が生じることを考えますと決して楽観視できるものではありません。

今年度予算編成時にお示しした「今後10年間の財政見通し」によれば、令和2年度予算を起点とし、10年後の令和11年度末には、基金残高が518億円になると試算いたしました。

しかし、今年度は既に「新型コロナウイルス感染症対策」の補正予算を編成するため、財政調整基金から100億円以上の繰り入れを行っております。

こうした緊急対応により、財政見通しによる10年後の基金残高は目減りすることとなりますが、一方で、住民税のフラット化やリーマンショック時も含めた決算ベースで見ても過去10年の間、実質収支額が本年度同様の毎年20億円で推移していることから、仮に今後10年間を試算すると、一定額を基金に積み立てることができると認識しております。

これは、事務執行の効率化などの内部努力によって生まれたものであり、強固な財政基盤を持ちながらも、甘んずることなく堅実に区政運営を継続してきた証であると認識しております。

さて、今日の安定的な財政状況に至るまでの間、さまざまな改善を図ってまいりました。

20年前にさかのぼると、平成12年度決算では、経常収支比率は88.5%となり、当時、23区中、上から9番目という高い数値となっており、経常的な歳入の多くが、経常的な経費に消費されており、財政の硬直化が進んでいる状態でした。

また、歳出に占める人件費の割合は、34.7%となり、区民税などの一般財源のおよそ3分の1以上が人件費に支出されており、新規事業に経費を充てることが難しい状況になっておりました。

そのため、平成13年度には、全国に例のない「千

代田区行財政改革に関する基本条例」を制定し、經常収支比率85%程度、人件費比率25%程度という具体的な数値目標を設定し、以降、目標達成のために努力を重ねてまいりました。

これにより、令和元年度決算では、經常収支比率は72.7%、人件費比率に至っては19.3%と、数値目標の範囲内を維持しており、柔軟性ある財政が実現できております。

このような状況を踏まえ、予算ベースによる試算の基金残高を維持・向上できるよう、また、今後も引き続き、安定した質の高い行政サービスが提供できるよう、歳入確保に向けた取り組みのほか、施策の見直しや再構築などを進め、さらなる強固な財政基盤の確立に努めてまいります。

Ⅲ その他

次に、熱中症対策と台風災害に備えについて申し上げます。

○熱中症対策について

関東地方の今年の梅雨明けは8月1日で、平年より11日遅いと発表されました。梅雨明け後は、猛暑日(気温35度以上の日)が続き、同月17日には静岡県浜松市で国内観測史上最高気温に並ぶ41.1度を観測されました。

更には、東京都心の8月の猛暑日は計11日となり、1875年(明治8年)の統計開始以来最多となりました。

気温の高温化は、地球温暖化や都市化などの要因

が考えられますが、気温30度以上の日の「真夏日」や同35度以上の日の「猛暑日」が続きますと、「熱中症」による救急搬送も日を増すごとに増えている状況でございます。

総務省消防庁によりますと、8月10日から16日までの1週間に「熱中症」で救急搬送された方は、全国で今年最多の1万2千804人となり、この間、都内だけでも1千574人で1日あたり224人以上にもなり、昨年同時期と比べますと、全国で1.7倍、都内で2.3倍となっております。

未だ残暑厳しい時季が続きます。コロナ禍の中でマスクの着用や3つの密を避けるなどの行動を続けながら、区内35か所に設置した「ひと涼みスポット」の活用や、こまめな水分補給を行うなどにより、「熱中症」にならないよう努めていただきたいと存じます。

なお、今年も「熱中症」のリスクが高い介護保険サービスを利用していない85歳以上の高齢者のみで暮らしている世帯を対象に個別訪問し、保健師や看護師、出張所の職員等が「熱中症」の予防法や対処法をアドバイスしております。さらに、状況に応じて、電話や訪問により見守りを継続しております。

これら対策が功を奏し、7月1日から8月末日までの千代田区内3消防署において救急搬送された区民の方は、わずか7名と極めて少ない人数に留めることができましたと考えております。

気象庁によりますと、9月も平年より気温の高い日が多くなる見込みですので、引き続き、「熱中症予防対策」に努めてまいります。

○台風災害に備えて

本格的な「台風シーズン」を迎えようとする矢先、8月下旬には「台風9号」が、9月には「台風10号」が連続して発生いたしました。

特に、「台風10号」については、超大型の台風に発達し、沖縄・九州地方に大きな被害を与えました。

これらの災害で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

本区では、さまざまな災害に対し、日頃から警戒体制を敷いているところでございます。

台風や大雨による河川氾濫等の災害対策の面では、昨年の「東日本台風」を受け、区民のための自

主避難所につきまして、区内6出張所において運用することとし、地域の防災活動拠点に資するものとしたしました。概ね台風接近の2日前には区の対応が決定しますので、安全・安心メールやホームページなどにより区民の皆さんに情報提供をさせていただきます。

さらに、こうした状況が予測される際には事前に初動の職員体制を確保して、万が一に備えてまいります。

また、コロナ禍の今、災害が発生した場合の防災対策や避難行動についても、感染のリスクを考慮して見直す必要もあります。『避難』とは『難』を『避』けることであり、危険な場所にいる場合は直ちに逃げるのが第一ですが、安全が確保できる場合には自宅にとどまる「在宅避難」や親戚・知人宅も避難先として検討していただくこと、また、日頃からマ

スクや消毒液などを備蓄していただくことなども、併せてお願いしております。

このように行政だけで防災・減災を実現することには限界もあり、平常時から「自助」による対策とともに、千代田区で暮らし、活動するすべての方々相互に助け合い、支え合う「協助」の仕組みが不可欠であります。それらの仕組みと併せて区の役割である「公助」としての情報収集・発信、関係機関との連携を強化してまいります。

Ⅱ 議案

最後に、今回提案いたしました諸議案等についてでございます。

まず、決算案件といたしまして、

● 令和元年度各会計歳入歳出決算の認定について
がございます。

次に、条例関係でありますが、

● 条例の一部を改正するもの、5件であります。

次に、契約案件であります。

● 特別区道 千第578号（多町大通り南）及び周辺道路の電線類 地中化事業の委託に関する施行協定の締結について、1件であります。

このほか、

● 財産（建物）の取得について、1件、

● 千代田万世会館の指定管理者の指定について、
1件、

また、報告関係として、

● 令和元年度 財政健全化判断比率について、

1件で、

● 今回の付議案件は、合わせて10件であります。

何とぞ、慎重なご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第三回区議会定例会の開会の挨拶といたします。

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	林議員 (自民)	<p>残り任期は「従心」でとした石川区長の判断の数々</p> <p>7月6日、日程にない東京都知事との会談</p> <p>残り任期4か月となる石川区政の決算審査</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策と予算編成</p> <p>6期目の区長選挙に出馬するのか？</p> <p>これからの千代田区</p>	<p>○職員に勤務時間中に必勝為書きを書かせた「従心」と減給一か月10%とした判断</p> <p>○保健福祉部長のみ定年延長とした「従心」と判断</p> <p>○解散通知した責任と判断</p> <p>○百条調査を違法とした意見書提出した責任と判断</p> <p>○東京都知事とは、誰が同席し何を話したのか？</p> <p>○なぜ知事日程、区長日程に記載されていないのか？</p> <p>○情報公開は東京大改革でないのか？</p> <p>○過去10年間の決算審査状況</p> <p>○令和元年度決算審査と石川区長の政治姿勢</p> <p>○石川区政20年の成果の振り返りについて</p> <p>○これまでの補正予算は一貫性がなく場当りのでは？</p> <p>○附帯決議の受け止めは？</p> <p>○令和3年度予算編成をするのか？</p> <p>○第4次補正予算を提案するのか？</p> <p>○百条委員会の調査に協力するのか？</p> <p>○議会は存在しないと宣言した結果責任は？</p> <p>○千代田区第4次基本構想策定に向けて</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	木村議員 (共産)	(1)新型コロナウイルス感染症対策について	<p>①保健所体制の強化を</p> <p>②PCR検査の強化を</p> <p>③くらしと営業への継続的支援を</p> <p>④財源の確保について</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	<p>(2) 新型コロナ・パンデミックは社会の脆弱性を明らかにした。その背景にある新自由主義路線の破たんは千代田区政にどうあらわれているか。</p> <p>(3) 改めて飯田橋駅西口再開発事業について</p>	<p>①人件費問題 「官から民へ」の政策は官製ワーキングプアをつくった。指定管理者の人件費算定の引き上げを。</p> <p>②教育問題 中学校の学校選択制は、教育環境の悪化をもたらしかねない。教育の機会均等の視点で選択制の見直しを。</p> <p>③住宅問題 住まいを市場原理にゆだねた結果、住み続けられない区民がうまれている。借上げを含む公共住宅供給を。</p> <p>④まちづくり問題 都市計画の規制緩和は東京一極集中をもたらし、コロナ感染者の増大など災害リスクを高めた。まちづくりを大企業の利潤追求の道具としないため市民参加を徹底するしくみづくりを。</p> <p>広場1号設置の経過とそれに伴う容積率の割増分など</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	米田議員 (公明)	<p>新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>重層的支援体制整備事業について</p>	<p>●行政のデジタル化について</p> <p>●災害対策について</p> <p>●経済対策について</p> <p>●コロナ禍でのインフルエンザ対策について</p> <p>●コロナ禍での公共事業等について</p> <p>先の国会では、三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになった。そこで来年4月からスタートする重層的支援体制整備事業について、区として積極的に取り組んでいくことが必要と考える。どのように取り組んでいくのか。ご所見は。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	河合議員 (自民)	新型コロナウイルス感染症に学ぶ「新しい生活様式」と自治体業務	厚生労働省が公表した「新しい生活様式」の(4)「働き方の新しいスタイル」について、本区のアフターコロナの新常態を見据えた行政戦略を問う。	区 長 関係 理事者
2	大串議員 (公明)	1. 新しい生活様式の定着へ 2. GIGA スクール構想の実現へ	1) 新しい生活様式の定着とは直接は感染拡大防止にあるが、今回のコロナ危機を変革への契機と捉え区政や社会の構造改革まで含めたものとして捉え進めてはどうか。 そこで、改めて新しい生活様式の定着とは何か、その意味するところについて基本的な考え方を問う。 2) また、そのことを具体的に検討・推進する庁内横断的なチームが必要だがどう体制を組むのか。 3) この新しい生活様式の定着は行政だけではできない。区民の協力もいただき一丸となって取り組まなくてはならない。そこで、定着への指針を策定してはどうか。また、わかりやすい実行計画の策定も合わせて提案する。 ウィズコロナ時代の道標である。所見は。 1) GIGA スクール構想の意義と目的は何か。 2) 「子どもの特性に適した学び」にオンライン学習が有効だが具体的にどう行っていくのか。 特に、特別支援学級適応指導教室「白鳥教室」での学習や不登校児童生徒の自宅での学習に合理的配慮がなされたオンライン学習が重要である。それぞれどう行っていくのか。 またそのようなオンライン学習ができれば授業として認めてはどうか。	区 長 教 育 長 関係 理事者
3	永田議員 (自民)	感染症検査体制の優先順位について レジ袋の有料化について	世田谷区がPCR検査を「いつでも、だれでも、何度でも」という方針を出したが、感染リスクが低い無症状者にまで広げる必要はない。重症化リスクの高い70歳以上、持病のある方を優先した検査体制の拡充が必要である。今後は新型コロナを指定感染症から外し、インフルエンザ等、他の感染症と同様にした上で対策を強化していくべきではないか。 7月1日からレジ袋有料化が始まったが問題点が多い。 石油精製過程の副産物であるポリエチレンからできたレジ袋は衛生的で便利だと生活に欠かせないものとなっている。推奨されるエコバッグは衛生面の問題、万引き増加、無料ポリ袋の大量消費につながり不便になっただけでレジ袋の総量は減らず環境保護やエコにつながっていないとの指摘もある。エコバッグ推奨には注意が必要でレジ袋の活用も含めた対策を考えるべきではないか。	区 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	小枝議員 (声)	ポストコロナ社会へ タワー型まちづくり「事後検 証」の必要性 建築ルールの見直しへ	1) 神田錦町・旧東京電機大学跡地 「神田スクエア」の場合 2) 飯田橋駅西口「通称サクラテラス」の場合 住民に寄り添うルールに改正を。 新宿区と比較しても千代田区の条例は地域住民に厳しい。改善の意向は。	区 長 関係 理事 者
5	長谷川議員 (紡ぐ会)	・子どもたちの給食に有機・無 農薬食材の使用と、コロナ収 束まで給食費を無償化に。食 育の一環として保護者に情 報提供を実施してはどうか。 ・ミツバチの大量死や失踪に 関わると言われているネオ ニコチノイド系薬剤につい て、千代田区内の使用状況 を問う。	・ネオニコチノイド等の残留農薬により、子どもたちの発達やアレルギー・化学物質過敏 等の体調不安が懸念されている。子どもたちのからだをつくる大切な食事の1食である 給食の食材を有機・無農薬の米・野菜・果物を使用し、新型コロナウイルス感染症が収束 するまで給食費を無償化にするべきではないか。また、安心・安全な食材について家庭で 考える機会となるよう、保護者への情報提供を実施してはどうか。 ・千代田区内の樹木や街路樹に薬剤を使用しているか。家庭菜園や、ベランダ・屋上で野 菜作りをしている状況を把握しているか。区内で使用している薬剤が、ネオニコチノイ ド系であれば、別の薬剤を検討するべきではないか。	区 長 教 育 長 関係 理事 者
6	たかざわ議員 (自民)	「千代田区生活環境条例」の適 用について	最近、街中のゴミのポイ捨てが目につく、タバコはもちろん、空き缶、ペットボトルやマ スクまで様々なものが捨てられている。新型コロナウイルス感染防止のため、新しい生活 様式が求められる中、生活環境条例を用いての対応が必要ではないかと思われるが、見解 を問う。	区 長 関係 理事 者
7	岩佐議員 (立憲)	1. 不動産無償貸付による団体 支援のあり方について 2. With コロナ、After コロナ 時代の個人情報保護制度に ついて	1. 団体の財源確保目的で区有財産を貸し付ける手法について、その手続きと事後評価を問 う。 2. コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、自治体が個人情報を取り扱う機会が増えて いる。新しい生活様式に対応するための対策も含め、With コロナ、After コロナ時代 における個人情報保護制度について問う。	区 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
8	池田議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> ・ながらスマホ禁止に向けて ・安心安全な食の環境を 	<ul style="list-style-type: none"> ・区内での「ながらスマホ」による事故やトラブルをなくすため、啓発など意識向上に向けた対応を求める。千代田区独自の条例制定に向けた検討を始める時期ではないか。 ・新年会に向け三密を回避した会場設営や食事の提供が課題となっている。ホテルや宴会場施設で実施できるよう区としての安心安全なガイドラインの明示を求める。 	区 長 関係 理事 者
9	内田議員 (自民)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画マスタープランの改定について 2. 低未利用区有施設の有効活用について 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナと共生した都市計画マスタープランへ ・都市計画マスタープラン改定と地区計画 ・地区計画における合意形成をどう図るのか ・区長の任期と都市計画マスタープランの整合性 ・有効活用に向けどのような議論がなされているのか ・新型コロナ対策の一環とした有効活用のご提案 	区 長 関係 理事 者
10	うがい議員 (自民)	住み続けられる千代田	<p>住み続けられる千代田として様々なケアをしている中で、新成人以降の若者、特に社会人になる就活世代へのケアについて</p> <p>今年の成人式に参加した学年は来年就職活動となります。コロナにより今年の就職活動の在り方に影響を与えましたが、来年は就職数自体にも影響を与えかねません。「コロナによるロスジェネを作らない」と言ったら言い過ぎかもしれませんが、「住み続けられる千代田」の節目にあたる就活を含めた社会人になる世代のケアをどう考えているのかお聞かせください。</p>	区 長 関係 理事 者
11	牛尾議員 (共産)	<ol style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症に対応した学校の運営について ②新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者への継続的な支援について 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の小中学校で児童・生徒の「密」の現状はどうなっているのか。 ・「密」を避けるためにも、子どもたち一人ひとりに寄り添った教育のためにも、今こそ少人数学級に踏み出す時だと考えるが教育長の認識を聞く。 ・都や国へ少人数学級に踏み出すよう区として要請することを求めるとともに、区独自の施策を求める。 ・コロナ禍のもと事業者への支援や暮らしを支えるために消費税の減税が必要だと思うが、区長の考えを聞くとともに消費税減税を国に要請することを求める。 ・第2回区議会臨時会で成立した商工融資事業について。 ・区内事業者を継続的に支援するために学校給食の主食の食材購入を区内事業者から行うことなどを求める。 	区 長 教 育 長 関係 理事 者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
12	飯島議員 (共産)	1) 災害時に、誰ひとり取り残さない避難支援を 2) 次世代育成住宅助成の改善を	災害被害から要配慮者を守るために必要な避難行動支援について ① 「避難行動要支援者名簿」の実効性ある活用 ② 相談支援専門員による、ひとり暮らし高齢者、障がい者など避難行動要支援者の個別計画の策定など 公共住宅が必要な世帯に対する助成制度の見直しを求める。 ① 所得制限の下限の撤廃 ② 年数による減額幅 10%を 5%に変更 ③ 「親元近居助成」利用後も「区内転居助成」の利用を可能にする	区 長 関係 理事者
13	西岡議員 (自民)	災害対策について 広報広聴施策について	防災会議での女性委員の構成比率、他 → 女性目線での対策について ①今後の広報の在り方について ②観光協会や区の案内掲示板、地元企業との効果的な連携について ③マスコミ対応について	区 長 関係 理事者
14	小野議員 (都ファ)	1、今後の区民サービス向上に必須となる庁内のデジタル化推進について 2、LINE の活用で区民との新たな接点創出と価値を生み出す取り組みについて	・ 所管を超えた取組みや価値共創に必要な環境整備・業務改革の促進。 ・ デジタル行政への移行をスピーディーに進めるための組織体制構築と区の姿勢について問う。 ・ 公式 LINE の登録者数と登録者層を増やす支援策の実施。 ・ 各種課題解決への積極的な活用の試行と政策形成につながる活用の試み。	区 長 関係 理事者
15	岩田議員 (立民)	輻射熱が街にもたらす影響と、コロナ禍における高層建築物など、今後の街づくりの在り方について	高層建築物が日中熱を帯び、それによって生じた輻射熱が街にどのような影響を及ぼすのかを検討し、今後の街づくりにどのように生かすのか。 また、コロナ禍によって働き方や生活が今までと異なる中で、街づくりをどのように考えるのか。	区 長 関係 理事者

発言通告書（総括表）

令和2年第3回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
16	桜井議員 (自民)	新型コロナウイルス感染症対策について	<p>保健所機能の強化をはかるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民の安全・安心と命を守るために、幅広い専門的知識や技術を有する職員のマンパワーが必要。保健所の職員体制の強化をはかるべき。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対策は作業スペースや関連機材の確保などハード、ソフト両面にわたる対応が求められる。 <p>コロナ禍における弁当の路上販売への区の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車道、歩道、私有地などに車両などを置いて弁当の販売をする移動路上販売に対して区はどのような監視・指導をしているのか。 ○ コロナ禍にあって区内の飲食店は大変厳しい経営を強いられている。来店客に消毒、マスク、ボード、座る位置まで制限し感染予防に取り組んでいるが移動販売車には予防対策ができているのか。 ○ 高い固定資産税、販売店維持費を負担する区内飲食店が路上販売業者に不満を持つのは当然。 ○ 令和3年6月に改正予定の食品衛生法によって路上販売はどのように変わるのか。 	区 長 関係 理事者

令和2年第3回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

共産	木村 正明 議員	代表質問	2
質問要旨	質問要旨 1 コロナ対策について (2) 中学校の学校選択制の見直しについて ①教育環境を守るために学校選択制を学校が受け入れ可能な生徒数の範囲内におさえるべきである。		
答弁者	教育担当部長		

木村議員のご質問のうち、中学校の学校選択制について、お答えいたします。

中学校の学校選択制については、平成12年8月の中学校教育検討会の報告を踏まえ、平成14年11月に教育委員会が「千代田区の中等教育学校将来像」を策定し、平成15年度（平成16年度入学者）から導入しております。これは、学校への競争原理の導入を意図したのではなく、特色ある学校づくりを推進するために導入したものでございます。

しかしながら、一方で、近年の生徒数の増加や選択校の偏りにより、学級編制に影響を与えかねない状況も出てきております。

こうした状況に対応するため、令和3年度の中学校の入学者の決定にあたりましては、中学校ごとに受入可能人数（受入可能学級数）及び学校選択基準人数を定め、これをえる選択者があった場合に、本制度の趣旨を尊重することを基本としつつも、千代田区教育委員会規則に基づく「調整」を実施することを検討しております。

また、各校の学校選択基準人数は、「調整」の実施についての目安として、九段中等教育学校及び例年の私立学校等への進学者を踏まえた人数で設定しております。

いずれにいたしましても、現行の学校選択制度が子どもたちの教育環境に影響を及ぼさないよう配慮してまいります。

公明	大串 ひろやす 議員	一般質問	2
質問要旨	G I G Aスクール構想の実現へ ①G I G Aスクール構想の意義と目的は何か。また、推進するためのハード、ソフト、指導体制はどうなっているのか。 ②「子どもの特性に適した学び」にICTの活用が有効だが具体的にどう活用していくのか。 ③適応指導教室「白鳥教室」でのICTを使った特性に適した学びとしての学習をどのように行うのか。また、不登校児童生徒の自宅でのオンライン学習をどのように行っていくのか。不登校児童生徒のオンライン学習を正規の授業として認めてはどうか。		
答弁者	教育担当部長		

大串議員の、「G I G Aスクール構想」についてのご質問にお答えします。

G I G Aスクール構想の意義及び目的についてですが、文部科学省は、一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を要する子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指し、令和元年より「G I G Aスクール構想」を推進しております。そして、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、児童・生徒の力を最大限に引き

出すことが意義及び目的となっております。千代田区の子どもたちにも、こうした環境を整え、未来を生きる力をつけていくことが、これからの千代田区の教育にとって、大変重要であると考えております。

また、推進するためのハード・ソフトにつきましては、年内に一人一台環境を整え、現在の学校環境で活用しているソフトに加え、一斉学習、個別学習、協働学習でより深い学びとなるツールの導入を予定しております。指導体制につきましては、現在のオンライン環境を活用し、学習支援用 ICT 機器の効果的な活用方法の研修や研究を行うとともに、実践事例を作成し、ICT 機器の利活用を推進してまいります。

次に、「子どもの特性に適した学び」への ICT の具体的な活用についてですが、議員ご指摘のとおり、GIGAスクール構想は単に一人一台端末環境を整えることではなく、子どもたちが「自分が学びたいこと」を主体的かつ問題解決的に進めるためのものであると捉えております。具体的には、子どもたちにとっては、自分の学びを発信し、協働しながら、お互いを尊重するようになるためのツールとして、また、教師にとっては授業をより魅力的にするためのツールとして活用してまいります。また、特別支援教育においては、気持ちを伝えることが苦手な児童・生徒がキーボード入力やスタンプで意志のやり取りをしたり、文字や音が多く、集中できない児童・生徒が映像や文字、音声などから必要な情報のみを視聴できるよう選択したりするなど、個に応じた様々な活用を検討しているところです。

最後に、適応指導教室「白鳥教室」での ICT の活用及び不登校児童生徒の自宅でのオンライン学習についてと正規授業として認めてはどうかについてですが、オンライン学習について、本区ではコロナ禍における学びの保障と、子どもと学校とのつながりを重視し、5月下旬までに全区立学校で、オンライン学習の環境を迅速に整えました。このことにより、当初のねらい以上の有効性も明らかになってきました。不登校支援もその一つであると捉えています。

本区の適応指導教室である「白鳥教室」におきましても、希望に応じて在籍する学級とオンラインでつなぎ、遠隔で授業を受けられるようにする等の活用をしております。また、ワークシートや授業内容のレジュメ、授業動画などをグループウェアやホームページに掲載し、不登校の児童・生徒も、家庭で学習が進められるよう取り組んでおります。さらに、朝の会や授業をオンラインでつないだり、放課後等の時間で個別にビデオ通話でコミュニケーションを図ったりすることで、学校とのつながりをもつためのツールとしても活用しております。また、オンライン学習を、授業を受けたこととして認める扱いにつきましては、文部科学省は、一定の不登校児童・生徒の自立を助ける支援として有効であると判断する場合には、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができると定めています。

これまでは、この特例を適用するようなケースはありませんでしたが、今後は国や都の情勢を参考にしつつ、出席の取り扱いについて検討してまいります。

紡ぐ会	長谷川 みえこ 議員	一般質問	5
質問要旨	1 発達が心配な子どもの増加傾向及び状況を把握しているのか。 2 無化学肥料・有機・無農薬食材を利用した給食の提供を強く求める。また、新型コロナウイルス感染症が収束するまで給食費を無償化とすべきである。		
答弁者	教育担当部長		

長谷川議員のご質問のうち、発達が心配な子どもの状況把握、無化学肥料・有機・無農薬食材を利用した給食の提供及び学校給食の無償化についてお答えいたします。

初めに、発達が心配な子どもの状況把握についてですが、区内の状況としては、「子ども発達センター（さくらキッズ）」及び「子どもの健康相談室」や「就園相談・就学

相談」等の利用者は増加傾向にあります。

区立小・中学校においては、主に発達障害のある児童・生徒を対象とした特別支援教室での指導を平成 28 年度から実施しているところですが、初年度小・中学校合わせて 54 名であった在籍児童生徒数が本年 5 月 1 日現在では、169 名となり大幅に増加しております。また、知的障害のある特別支援学級に在籍する児童生徒も同様に 17 名から 32 名に増加しているところです。このような状況を踏まえ、引き続き、特別支援教育等の実施体制を整備し、適切な指導・支援を行うための環境整備に努めてまいります。

次に、無化学肥料・有機・無農薬食材を利用した給食の提供についてですが、学校給食で使用する食材の安全性の確保は、何よりも優先すべき重要なことであると認識しております。現在、学校給食で使用する食材は、国が定めた基準に基づき残留農薬検査を実施し、合格・登録されたものを使用しており、安全な食材であると考えております。また、区においても、年に一度、独自に学校給食用のグレープフルーツやバナナ等の輸入品や国産の果物や野菜などについて残留農薬検査を実施し、いずれも基準値以下の数値となっております。議員ご提案の無化学肥料・有機・無農薬食材を給食用に使用することにつきましては、学校給食用の食材は、現在も安全であると認識していることから、特段、ご提案の食材だけを使用することは考えておりません。

次に、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの給食費の無償化についてですが、先般の第 2 回定例会においても答弁しておりますが、学校給食費につきましては、学校給食法の定めにより、食材費は給食の提供を受ける児童・生徒の保護者にご負担いただいております。ただし、その他調理等に関する諸経費は、全額を区が負担していることから、学校給食費の無償化は考えておりません。なお、保護者の給食費の負担軽減につきましては、1 食あたり 30 円の補助金を支給しております。

一方、給食費をはじめとする、学校に通ううえで必要とされる費用を支払うのが困難な児童・生徒には、就学援助制度がございます。この就学援助については、新型コロナウイルス感染症対策として補正予算をお願いし、拡充しているところでございます。今後も、子どもたちにとって、安全で栄養豊かな美味しい学校給食を提供してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	11
質問要旨	新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営及び学校給食の主食の購入について ② 区立学校の「密」状態がどうなっているかつかんでいるか。 ② 教員の労働の状況や、消毒等の感染防止など教員のコロナ対策の負担感などはどうなっているか。また、負担の解消をどのようにしていくか。 ② 分散登校に対する、教職員の受け止めはどうだったのか聞いているか。 ③ 少人数学級の必要性について教育長はどう感じているか。また、千代田区で少人数学級を実践していく上での課題認識は。 ⑤ 国へ少人数学級の実現に向けた予算措置を早急に行うことを求めるべきである。 ⑥ 感染防止及び子どもや教員の負担軽減の観点から、機械的な学級編制をすべきではない。併せて、区独自に教員を増やして全学年で 35 人学級を実施することを求める。 ⑦ 学校給食の主食の食材購入を区内の小売店から購入することの検討を求める。また、給食費の値上がり分の区の補助も併せて求める。		
答弁者	教育担当部長		

牛尾議員のご質問のうち、新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営及び学校給食の食材購入についてのご質問にお答えいたします。

初めに、区立学校の「密」の状態についてですが、区立学校におきましては、6月より学校が再開となり、文部科学省や東京都教育委員会からのガイドラインに基づき、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「密閉、密集、密接」の3密を回避するために、教室内の机の配置を工夫し、ソーシャルディスタンスを徹底するなど、現在も様々な場面で3密を回避するよう対応しています。次に、教員の労働状況、コロナ対策への負担感及びその解消についてですが、教育委員会では、各校園の管理職から取り組み状況の聞き取りをしたり、指導主事等が日常的に各校園を訪問し、状況確認、指導・助言を行い現状把握及び対応を行っています。教員等による消毒作業に対する負担の解消については、外部への委託化等対応を検討してまいります。

次に分散登校についての教職員の受け止めについてですが、教育委員会では、6月の学校再開に向けて、段階的な学校再開の方法について、学校・園と協議を行いました。分散登校では、同じ授業を同じ時間に違う教室で行うことや、学級全体の連帯感を醸成することが難しい等の課題提起が教職員からありました。各校園では、まずは子どもの安全確保、心の安定、感染防止対策を重視し、2週間の分散登校を経て、6月第3週から通常の教育活動を再開しております。

次に、少人数学級の必要性及び課題認識についてですが、国においては、政府の教育再生実行会議ワーキンググループで、少人数学級を「令和のスタンダード」として推進するよう中間答申をまとめております。また、全国知事会など地方3団体は、少人数学級の実施に向けて、文部科学省に提言を行っております。こうした流れには、本区も基本的に反対するものではありません。しかし、実施にあたりましては、教員の増員や、特に本区の場合は、近年の児童・生徒の増加も相まって、学校施設の整備などが大きな課題となると認識しております。

次に、国に対する予算要望についてですが、特別区教育長会として、令和3年度東京都教育関係予算への要望事項の中で、少人数学級の実施に向けて「義務教育の充実並びに義務教育施設の整備」と、東京都からも国に対して要望するよう依頼しております。さらに、特別区長会としても、国や東京都に対して、新型コロナウイルス感染症対策や学校施設の整備促進の観点から、財政措置の拡充を要望しております。

次に、感染防止の観点での学級編制についてですが、現在、学級編制は、国が定める法律及び東京都の定める「基準」に基づき実施しております。東京都の基準により、通常は、小・中学校の第1学年のみ35人学級のところを、国から措置される教員の加配を活用し、小学校では第2学年まで実施しております。議員ご提案の区独自の全学年35人学級の実施については、国や都への要望が実現されていない現時点では、実施は困難であると考えております。

最後に、学校給食の主食を区内の小売店から購入することについてですが、議員ご指摘のとおり、学校給食の食材は、各学校において区内事業者から購入しており、区内事業者への支援につながっていると認識しております。一方、主食である、米とパン・麺などの小麦粉製品については、東京都学校給食会及び学校給食会指定業者から購入しているほか、米につきましては、姉妹提携先の秋田県五城目町からも購入しております。学校給食用物資の安定的確保と安全確保、姉妹提携先との連携等を目的として購入先を選定している現状から、議員ご提案の購入先の変更は困難であり、それに伴う区の補助についても実施の予定はありません。

なお、区立保育園・幼稚園・こども園の米を含めた給食の食材につきましては、区内事業者を中心に区が購入しており、継続的な支援につなげております。

学校施設等の暑さ対策について

今年度は学校の夏季休業期間が短く、新型コロナウイルス感染症対策として教室の換気を行う必要があり、さらには、近年の夏の酷暑を踏まえて、緊急に学校施設等の暑さ対策を行った。

1 対策内容等

(1) 麴町中

麴町中(平成24年竣工)は、先進的なエコスクールとして自然換気を取り入れるなど環境に配慮した学校づくりとなっている。

新型コロナウイルス対策も踏まえた今夏の暑さ対策には、より一層、生徒への配慮が求められるところであり、冷風機及びサーキュレーターを緊急に配置した。

(2) 千代田小、幼(神田さくら館)

神田さくら館冷温水発生機1号機(2台あるうちの1台)が不具合により機能が低下し、館全体の冷房能力に支障をきたしている。

千代田小・幼、児童家庭支援センターそれぞれに扇風機、冷風機等を要望により配置した。

2 その他の施設

上記2施設に限らず、新型コロナウイルス対策などの影響から各施設から暑さ対策への要望があり、冷風機や扇風機など対応している。

3 今後の対応

- ・ 麴町中については、次年度以降のため追加の空調機設置を進めることとし、天井や壁など機器の取り付けが可能かどうか、技術的な視点から検証の上、工事を行っていく。
- ・ 千代田小・幼(神田さくら館)については、冷温水発生機の故障対応を行っているが配管の交換が必要となるため、大規模な修理となり終了は秋になる見込みである。

和泉小学校・いずみこども園等施設整備について

1 庁内検討会の設置

和泉小学校及びいずみこども園等の施設整備を行うにあたり、隣接する公園や他の公共施設等と合わせて全庁的に検討していく必要があるため、庁内検討会を設置する。庁内検討会委員構成は下記のとおり。

2 ワーキンググループの設置

昨年度、学校関係者や保護者、地域代表者を中心に少人数による和泉小学校・いずみこども園等施設整備検討準備会を開催し検討を進めた。

この準備会を継続する形で和泉小学校・いずみこども園等施設整備検討ワーキンググループを設置し検討を進める。

ワーキンググループ委員構成は下記のとおり。

庁内検討会委員構成

役職	職名
会長	子ども部教育担当部長
副会長	子ども部長
委員	環境まちづくり部長
	政策経営部財産管理担当部長
	子ども部子ども支援課長
	子ども部子育て推進課長
	児童・家庭支援センター所長
	子ども部子ども施設課長
	和泉橋出張所長
	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長
	環境まちづくり部道路公園課長
	環境まちづくり部特命担当課長
	政策経営部施設経営課長
	政策経営部区有施設担当課長
	政策経営部財産管理担当課長
	政策経営部災害対策・危機管理課長

ワーキンググループ委員構成

役職	団体名等	役職名
委員長	和泉小学校	校長
副委員長	いずみこども園	園長
委員	和泉小学校	副校長
	和泉小学校PTA関係者	
	いずみこども園	副園長
	いずみこども園PTA関係者	
	町会関係者	
	学校運営協議会委員	

3 地域等への意見聴取及び合意形成

- ① 町会等地域に関連する団体の各会合で整備計画を説明し、意見や要望を聴取する。
 - ② 地域向けや子ども・保護者向けにアンケート等を実施し、幅広く個々の意見を聴取する。
 - ③ 基本構想（素案）について、パブリックコメントを行い、意見を聴取する。
- ※ ①、②を継続的に行い、関係者の合意形成を図っていく。

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年度 庁内検討会、ワーキンググループ設置
基本構想の検討

令和3年度 地域等への説明、基本構想策定、基本設計着手

令和4年度 基本設計、実施設計着手

令和5年度 実施設計

令和5～8年度 工事

令和9年度 開設

和泉小学校・いずみこども園等施設整備検討の進め方

教育委員会資料
令和2年9月23日
子ども施設課

①準備会による課題共有

基本となるのは学校（園）昨年度、学校と保護者を中心に少人数での検討準備会を開催。今後の整備方向については地域での合意を得ながら進めることになる。

②区の庁内検討会による協議

- ・和泉小学校の整備については、隣接する和泉公園など周辺地域と一体となった整備計画として検討しなければならないため、区の関連部署間で庁内検討会を設置する。
- ・庁内検討会での整備計画案をワーキンググループに提示し、そこでの意見をさらに庁内検討会において検討する。

③ワーキンググループによる検討体制

- ・最も子どもたちに近い立場の現場職員からの意見を反映させるため、少人数によるワーキンググループ（準備会から引き継いだ体制）を発足する。
- ・整備計画にかかる案件については庁内検討会と調整しながら検討を重ね協議を進める。

ワーキンググループ

庁内検討会

子ども

学校

教育委員会事務局

小学校保護者

小学校
PTA

学校運営協議会

こども園保護者

こども
園PTA

小学校長

こども園長

学校・園教職員

小学校副校長

こども園副園長

こどもプラザ職員

町会関係者

婦人部関係者

青少年委員

民生・児童委員

地域・学校関係団体

環境まちづくり部

政策経営部

地域振興部

④地域への合意形成

- ・町会等の地域に関連する団体の各会合に場において、当該整備計画を説明する。地域からの意見や要望を、検討会の場において報告し、整備計画に取り入れる。
- ・地域向けにアンケート等を実施し幅広く個々の意見を集める。

区から地域の団体へ整備計画を説明し、意見や要望を聴取する。

地域

アンケートにより幅広く個々の意見を集める

教職員ヒアリングの実施

地域アンケートの実施

利用者アンケート

こども・保護者アンケートの実施

子ども・保護者、教職員へのアンケート等により、幅広く個々の意見を集める



令和3年度入学 中学校学校選択状況について

1 千代田区立中学校の学校選択状況(9月15日時点)

直近4年間の選択状況

入学年度 学校名	令和3年度入学 (9月15日現在)	令和2年度入学 (9月30日現在)	平成31年度入学 (10月16日現在)	平成30年度入学 (10月21日現在)
麴町中学校	297名	350名 (235名)	295名 (152名)	256名 (117名)
神田一橋中学校	101名	49名 (45名)	100名 (87名)	68名 (59名)
計	398名	399名 (280名)	395名 (239名)	324名 (176名)
申請書送付件数	562名	520名	473名	421名

※()は、入学者数

令和3年度入学 学校選択申請書送付者数	562名	
麴町中学校又は神田一橋中学校選択者数	398名	70.8%
区立中学校就学意思なし	57名	10.1%
未回答数(107名)	107名	19.0%

* 今後、転出・転入等により人数に変動があります。

2 今後の予定

令和2年9月下旬：「学校選択状況」公開(区ホームページ)

10月15日：学校選択変更申請期限

10月下旬：教育委員会による「調整」実施の判断

11月：必要に応じて「調整」(抽選)実施

12月：「入学先決定通知書」発送

令和3年1月：「就学通知書」発送

参考 「受入可能人数」及び「学校選択基準人数」

以下の表の人数は、教育委員会が学校ごとに毎年度定める数値です。

	麴町中学校	神田一橋中学校
受入可能人数 (受入可能学級数)	160人 (40人×4クラス)	160人～200人 (40人×4～5クラス)
学校選択 基準人数	250人	250人

令和2年度 区立小学校6年生児童数498名(5/1現在)

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(令和2年8月末の報告)

教育委員会資料
令和2年9月23日
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用者数	
		今月 未解消	今年度 解消(転出含)	今年度 累計	今月 不登校者	今年度 学校復帰 (転出含)	今年度 累計	今月 利用数	前月 利用数
小学校	1年								
	2年	1	1	2					
	3年		1	1					
	4年	2		2	2		2		
	5年	5	1	6	1		1		
	6年	6	3	9	5 (+1)		5	4 (+1)	3
中・中等 (前期)	1年	1		1	4 (+3)		4		
	2年	2		2	9 (+3)		9	2	2
	3年	1		1	12 (+1)		12		
中等 (後期)	4年							/	/
	5年								
	6年								
計	合計	18	6	24	33 (+8)		33	6 (+1)	5

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年9月23日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	23	水	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
9	24	木				
9	25	金				
9	26	土		運動会 麴町小、番町小、富士見小、お茶の水小 千代田小、昌平小、和泉小	各小学校	
9	27	日				
9	28	月		指導課訪問(神田一橋中学校) ◎	神田一橋中学校	教育委員出席
9	29	火				
9	30	水				
10	1	木		運動会 麴町中学校	麴町中学校	
10	2	金				
10	3	土		運動会 九段小学校	九段小学校	
10	4	日				
10	5	月				
10	6	火				
10	7	水		指導課訪問(千代田幼稚園) ◎	千代田幼稚園	教育委員出席
10	8	木				
10	9	金				
10	10	土		運動会 神田一橋中学校	神田一橋中学校	
10	11	日				
10	12	月				
10	13	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
10	14	水				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
10	15	木				
10	16	金		指導課訪問(麴町小学校)◎	麴町小学校	教育委員出席
10	17	土		親子運動会 区立幼稚園・こども園	各幼稚園・こども園	
10	18	日				
10	19	月				
10	20	火				
10	21	水				
10	22	木				
10	23	金		指導課訪問(九段中等教育学校)◎	九段中等教育学校	教育委員出席
10	24	土				
10	25	日				
10	26	月		指導課訪問(九段小学校)◎	九段小学校	教育委員出席
10	27	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
10	28	水				
10	29	木				
10	30	金				
10	31	土				

「広報千代田」
10月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）13件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
1	子ども支援課 令和3年度区立幼稚園・こども園(短時間保育)入園児を募集	令和3年度の区立幼稚園・こども園(短時間保育)の入園児を募集			
2	子ども支援課 令和3年度認可保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)などの入園申し込みのスケジュールが決定	令和3年度の認可保育園・こども園・幼保一体施設(長時間保育)などの入園申し込みのスケジュールのお知らせ			
3	子育て推進課 令和3年4月開設私立認可保育園のご案内	令和3年4月に開設する新規園の紹介、質問の受け付け			
4	児童・家庭支援センター 「親と子の絆プログラム」ベビママの会～お母さんは赤ちゃんの安全基地～	Baby(赤ちゃん)とMama(お母さん)のための、おしゃべりしながら子育てについて楽しく学べる交流会	11月4日・11日いずれも水曜10時～12時	富士見わんぱくひろば	富士見わんぱくひろば
5	児童・家庭支援センター 子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会	自宅へ子育て・家族支援者を派遣し、宿泊や病後児の保育なども行う、千代田子育てサポート事業の利用会員登録説明会	10月23日(金)10時30分～11時30分	あい・ぼーと麹町(三番町7)	NPO法人 あい・ぼーとステーション
6	文化振興課 区民講座 笑顔を健康習慣にさせる秘訣	表情が与える影響と笑顔の習慣を学ぶ	11月20日(金)19時～20時30分	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館

「広報千代田」 10月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）13件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
7	文化振興課 四番町図書館 おはなし会	毎月開催している四番町図書館のおはなし会	四番町図書館＝毎週金曜15時～、第1・第3土曜11時～	子ども室	千代田図書館
8	文化振興課 将棋・囲碁大会	将棋・囲碁大会の開催通知と出場者募集	将棋＝11月28日（土）、囲碁＝11月29日（日）	九段生涯学習館	
9	文化振興課 ちよだ文学賞受賞作品の紹介・授賞式のお知らせ	第15回ちよだ文学賞の受賞作品の紹介・授賞式のお知らせ	10月24日（土）13時30分～	九段生涯学習館	
10	生涯学習・スポーツ課 完璧を目指さない片付け術 人材バンク活用講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学者（高校生を除く）を対象とした片付講座を開催	11月24日、12月8日・22日いずれも火曜19時～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館
11	生涯学習・スポーツ課 iHola!はじめてみようスペイン語 区民自主企画運営講座	18歳以上の区内在住・在勤・在学者（高校生を除く）を対象としたスペイン語の講座を開催	11月21日、12月5日・19日、1月9日・23日いずれも土曜10時～12時	九段生涯学習館	九段生涯学習館
12	生涯学習・スポーツ課 受講料を補助 区民の講座・講習会バウチャー制度令和2年度申請ガイドブック（後期）を配布	区民対象に区内の大学やカルチャーセンターなどで講座や講習会を受講した場合に、受講料の一部を補助する「講座・講習会バウチャー制度」を実施。対象としている講座を掲載している申請ガイドブックを配布	10月上旬	九段生涯学習館	九段生涯学習館
13	生涯学習・スポーツ課 「成人の日のつどい」案内状送付・区外参加者募集	令和3年「成人の日のつどい」に関する、区内在住者・区外参加者への案内	令和3年1月11日（月・祝）	ホテルニューオータニ鶴の間（西）（紀尾井町4-1）	